

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月以降は、B所在の会社C営業所において、営業所長として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、部下の運転する営業車に同乗して顧客先に向かう途中、後続車に追突され負傷した。請求人は、翌○日、D病院に受診し、「頸椎捻挫、右腰部打撲傷、両足関節打撲傷」と診断され、同年○月○日、E医院に受診し、「外傷性頸肩症候群、右肩関節捻挫、腰部打撲傷、右足関節捻挫」と診断され、同年○月○日には、これらに加え「左腓骨遠位端骨折」（これら5つの傷病を併せ、以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成○年○月○日以降の療養に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、同傷病は同年○月○日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、平成○年○月○日をもって治癒したと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病はいまだ治癒しておらず、本件処分は誤りであると主張するので以下検討する。

本件傷病のうち、左腓骨遠位端骨折（以下「骨折」という。）について、F医師は、平成○年○月○日付けの療養給付請求調査書及び同日付けの専門医面接意見頼末書において、請求人に骨折の所見は認められないとの意見を述べており、G医師も、平成○年○月○日付けの審査請求調査書において同旨の意見を述べている。一方、H医師は、平成○年○月○日付けの医学意見書及び平成○年○月○日付けの意見書において、請求人には、骨折の所見が認められたとの意見を述べている。骨折の有無について、F医師及びG医師の意見と、H医師の意見には相違がみられることから、当審査会において、平成○年○月○日E医院撮影の請求人の左足のX線画像を含め改めて一件記録を精査するも、骨折の所見は認められないものと判断する。

また、仮にH医師の意見のとおり、請求人に骨折があったとしても、同医師は、骨折非観血的整復後、平成○年○月○日に骨癒合を認めている上、同意見書においては、治療を継続する必要がある具体的な理由として、不定愁訴が多く、痛みに対する訴えがなされていることしか挙げていない。

そうすると、本件傷病は、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月○日の時点で既に受傷後6か月を超えて療養を行っており、同時点における療養の内容は、痛みに対する対症療法であって医療効果も期待できないものとなっていたことから、当審査会も、本件傷病は同時点には治癒していたものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。